

令和6年度 企業の太陽光・蓄電池設備導入促進事業補助金の募集が始まりました

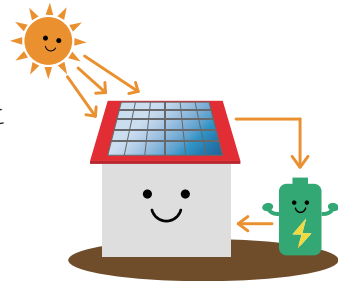
県内企業を対象に、太陽光発電および蓄電池設備の導入に係る経費を支援することにより、県内再エネの地産地消の取組みを加速化し、県内全域に再エネの普及を図ります。

(1) 申請期間 令和6年4月15日～令和6年7月31日
※申請総額が予算上限に達した時点で受付を終了します。

(2) 補助対象 ①県内に引き続いて1年以上事業所を有する民間事業者
②リースモデルにより①に提供するリース業者

(3) 補助要件

- ・太陽光発電設備および蓄電池設備をセットで導入または太陽光発電設備を単独で導入すること
- ・Jクレジット制度への登録を行わないこと
- ・FITまたはFIP制度の認定を取得しないこと
- ・補助対象設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- ・国または自治体等からの他の補助等を受けて事業を実施するものでないこと
※その他の要件については要領等をご覧ください



(4) 補助金概要

○太陽光発電設備 補助額：(A)蓄電池セットでの導入 5万円/kW
(B)太陽光単独での導入 3万円/kW
上 限：100kW (1.)500万円 (2.)300万円

※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値(小数点以下切り捨て)に乗じて算出

※ただし、1kWあたりの太陽光発電設備の価格(工事費込み・税抜き)が(A)5万円未満、(B)3万円未満の場合は、1kWあたりその金額(1,000円未満切り捨て)

※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値(小数点以下切り捨て)が1kW以上であること。

○蓄電池設備 補助額：蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の1/3の額(1,000円未満切り捨て)
上 限：100kWh(業務用630万円、家庭用510万円)

※ただし、下記以外のものは補助対象外

- ・業務用(4,800Ah・セル以上) 19.0万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下
- ・家庭用(4,800Ah・セル未満) 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下

詳細については福井県のホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/dengen/shin-energy/fukui-taiyokou.html>) をご確認ください。

▼問い合わせ先 福井県庁 エネルギー課新エネルギーグループ 電話番号：0776-20-0229

工業部会より

ビジネスチャンス!!
事業

優れた技術等を持ちながらも、なかなか周知されない会員事業所様のPRのお手伝いをいたします！掲載希望の企業がございましたら、申込書に自社の技術・特徴等をご記入頂き、商工会までご提出ください。

■ お問い合わせ先/坂井市商工会 担当：大西・清水まで TEL 66-3324 FAX 67-7023

ビジネスチャンス!! 事業所紹介

企業名 松栄建設株式会社
住 所 〒919-0411 福井県坂井市春江町藤鷲塚40-29
TEL 0776-51-0600 FAX 0776-51-6439
URL <http://www.matsuei.co.jp>
<https://www.trailerfactory-japan.com/>
E-mail mh.matsumura@matsuei.co.jp



<技術・特徴等PR> 坂井市・福井市を中心に住宅建築事業を行っている松栄建設株式会社がこの度、新しい事業として「トレーラーファクトリージャパン」を開業します。トレーラーハウスは個人の方は住居や離れ、趣味の空間として、法人の方は事務所や店舗など幅広い用途で活用できることが魅力の一つです。災害時の仮設住宅、復興住宅としても利用可能です。今回は住居用のモデル棟を設置して、5月18日(土)～19日(日)にグランドオープン(※完全予約制)予定です。ご興味のある方は是非一度お越し下さい。



〔第165号〕

発行 坂井市商工会

本 所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
坂井支所 TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
三国支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

令和6年度 おもてなし産業魅力向上支援事業助成金のご案内

募集期間：令和6年4月11日(木)～5月24日(金) 17時必着

助成内容	北陸新幹線県内開業等を受け観光客の受け入れ態勢強化のために、県内中小企業者等の実施する事業を応援します。 ※交付決定日(7月下旬)から令和7年(2025年)1月末日までに、助成対象の事業を完了(支払いを含む)する必要があります。
対象者要件	①福井県内に主たる事業所を有する中小企業者、企業組合、特定非営利活動法人。 ②創業から1年以上を経過している者。 ③観光客向けに商品の製造・加工・販売、サービス、産業観光等について供給体制の強化・拡大を行う者、または新たに取組もうとする者 ④助成金交付事業により、観光客の満足度向上が見込まれると商工団体が認める者 ⑤商工団体等と連携して今後5年間の事業計画書(様式第1)を策定し、今後も事業継続する意欲がある者 ⑥「ふくい女性活躍推進企業」に登録されていること。(個人事業者は除く。)
対象事業	観光客の受入態勢強化に伴う店舗改装や設備導入など、以下の事業内容が助成の対象となります。 ●観光客向けの事業用建物の増築・改装、設備の導入、それらに附帯すること ●観光客向けの体験施設の新築・増築・改装および設備の導入、それらに附帯すること
対象経費	●事業用建物の増築・改装費：建物新增築費、建物修繕費、構築物費 ●設備導入費：機械装置費 ●附帯経費：工具、器具、備品費、広報費
助成率	助成対象事業費の2/3以内(上限300万円)
採択数	20者程度

詳細、申請様式、必要書類等についてはふくい産業支援センターHPをご確認ください。
<https://www.fisc.jp/subsidy/omotenashitenpo/>

▼問い合わせ先

(公財)ふくい産業支援センター経営支援部 営業・資金支援グループ 電話0776-67-7406

令和6年度 ふくいDX加速化補助金

福井県内の中小企業等が実施する、デジタルツールを活用し、業務効率化や生産性向上、業務等の変革を図り、業務上の優位性を確立する取組みに必要な経費を支援します。

○補助対象事業

デジタルツールを活用し、自社の生産性向上や業務等の変革を図り、自社の付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立しようとする取組みであって、DXを加速するための社内体制の整備や人材育成に積極的に取り組む事業者が福井県内で実施する事業

※補助金の対象事業となるには、単にデジタルツールを導入するだけでは足りず、導入したデジタルツールを活用し、自社の生産性や業務等の変革を図り、付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立する取組みである必要があります。

○補助率・補助限度額 補助率 1/2 (小規模事業者の場合2/3)
補助限度額 400万円

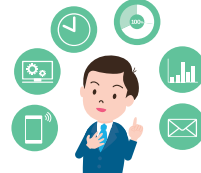
○補助対象事業者 福井県内に所在する中小企業者、小規模事業者

○募集期間 <1次募集>令和6年4月1日(月)～5月31日(金)17時(必着)
<2次募集>令和6年7月1日(月)～7月31日(水)17時(必着)

詳細については、ふくい産業支援センターHP (<https://www.fisc.jp/subsidy/dxkasoku/>) をご確認ください。

▼問い合わせ先

公益財団法人ふくい産業支援センター 新産業支援部 DX推進グループ TEL 0776-67-7408



おもてなしのバリアフリー・合理的配慮推進事業補助金のご案内

令和6年4月から「障害者差別解消法」により民間事業者も合理的配慮が義務化されました。そこで、障がい者等に配慮した施設への改修や物品購入を行う施設を支援し、県内のバリアフリー化を推進します。

1 補助対象施設

「福井県福祉のまちづくり条例」に定める「公益的施設」のうち、商業施設、娯楽施設、文化施設、体育施設、興行・展示施設、環境衛生施設、駐車施設

(例) 物品販売業または物品賃貸業を営む店舗、飲食店、理容室、クリーニング店、旅行代理店、パチンコ店、カラオケボックス、公民館、図書館、博物館、体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、興行場、展示場、公衆浴場、公衆便所、路外駐車場

2 対象経費

(1) 障がい者や高齢者等の利用に配慮した施設に改修するための工事請負や実施設計等にかかる経費(既存施設の改修に限る)

(例) 出入口や廊下の拡幅、トイレの改修、段差解消スロープや手すりの設置、視覚障がい者誘導用点字ブロックの敷設

(2) 障がい者や高齢者等の利用に配慮した体制整備のための物品購入費、製作にかかる経費

(例) 貸出用車いす、簡易スロープ、呼出ボタン、筆談ボード、点字や音声コードを用いたメニューの作成

3 補助率および補助対象事業費上限額(補助上限額)

○対象経費に記載の(1)と(2)の両方の場合
整備に要する工事請負費の2分の1を上限に補助
補助対象事業費上限額100万円(補助上限額50万円)

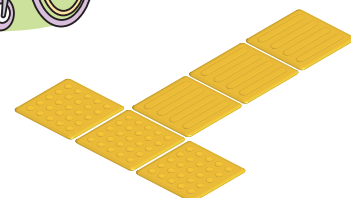
○対象経費に記載の(2)のみの場合
整備に要する工事請負費の3分の1を上限に補助
補助対象事業費上限額15万円(補助上限額5万円)



4 予算額

1,050万円 ※応募が予算額に達し次第、募集を終了します。
関心のある方は、早めにご相談ください。

▼問い合わせ先 福井県庁 障がい福祉課 電話番号：0776-20-0338



坂井市内で創業される方、創業間もない方への支援制度のご案内

【坂井市新規創業支援補助金】

新たな産業や雇用を創出し、商工振興等の促進を図るため、坂井市内において新たに創業して事業を行う事業者に対して、補助金を交付します。

対象者	起業を予定する日の3ヶ月以内から起業後1年以内の者
対象経費	店舗等新築工事費(増改築を含む)、設備・備品購入費、広報費、ウェブサイト関連費、法人登記・許認可等取得に係る経費、事務所等の賃料、委託・外注費
補助率	1/2以内
補助限度額	100万円(※うち家賃補助として最大30万円(交付決定月～1年以内のうち6ヶ月)の充当可)
審査方法	計画書等と申請者本人によるプレゼンテーション
公募締切	令和6年5月末・8月末・11月末・2月末(年4回)
申請方法	募集期間内に商工会へ必要書類を持参

募集要領・申請様式等は坂井市商工会ホームページでご確認ください。



【令和6年度新規創業支援事業補助金】

厳しい経営環境にありながらも創業する中小企業者等を支援するため、県内において新たに創業して事業を行う事業者に対して、事業を開始するために必要な機械器具、備品、販路開拓費等の初期費用を補助します。

対象者	令和6年4月1日から令和7年2月28日までに個人開業または会社等の設立を行った中小企業者等
対象経費	事業を開始するために必要な機械器具、備品、販路開拓費等
補助率	2/3以内
補助限度額	20万円
申請期限	令和7年2月29日(木) ※予算が無くなり次第終了となります。
申請方法	募集期間内に商工会へ事前に相談のうえ、申請書を提出

交付要領・申請様式等は福井県商工会連合会ホームページでご確認ください。

日本政策金融公庫 創業融資のご案内

POINT 1 無担保・無保証人融資

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方は、無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただけます。

POINT 2 利率を一律0.65%引下げ

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方は、原則として0.65%(雇用の拡大を図る場合は0.9%)引下げとなります。

POINT 3 長期で返済可能

設備資金は20年以内(うち据置期間5年以内)、
運転資金は原則10年以内(うち据置期間5年以内)と長期でご返済いただけます。

新規開業資金の概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	
資金の使いみち	新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)	
ご返済期間	設備資金	20年以内<うち据置期間5年以内>
	運転資金	10年以内<うち据置期間5年以内>
利率(年)	基準利率。ただし、各種要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率を適用可。	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	